

第4期海洋基本計画の概要

令和5年4月28日に、海洋政策全体の方向性を示した、「**第4期海洋基本計画**」が閣議決定されました。

同計画では、「**総合的な海洋の安全保障**」と「**持続可能な海洋の構築**」を2つの柱として位置付け、関連する施策を進めていくこととしています。

第4期海洋基本計画 第1部 海洋政策のあり方

海洋政策を巡る状況の変化への対応

我が国周辺海域を取り巻く情勢は一層厳しさを増し、我が国の海洋に関する国益は、これまでにない深刻な脅威・リスクにさらされている。

カーボンニュートラルの実現、ロシアのウクライナ侵略を発端としたエネルギーの確保、産業構造の転換等、世界全体の経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化が生じている。

海洋政策の大きな変革・**オーシャントランスフォーメーション・OX** (Ocean Transformation) を推進すべき時と認識

海洋の安全保障の強化、海洋資源開発等新たな産業の育成や既存産業の更なる発展、環境関連技術開発、持続可能な開発目標(SDGs)に係る国際的な取組に向けた積極的な貢献等により、対応を実現。

基本的な方針 ~ 2つの支柱(海洋政策の方向性) と7つの主要施策 ~

総合的な海洋の安全保障

国家安全保障戦略等との整合を図りつつ、「海洋の安全保障に関する施策」と「海洋の安全保障に資する側面を有しその強化に貢献する施策」との両者を包含して、政府全体として一体となった取組を引き続き進める。

持続可能な海洋の構築

脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげる。
国際的な取組を通じて我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図る。

着実に推進すべき主要施策

- (1) 海洋の産業利用の促進
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 海洋におけるDXの推進
- (4) 北極政策の推進
- (5) 国際連携・国際協力
- (6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進
- (7) 感染症対策

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

今後おおむね5年間に、総合的かつ計画的に講ずべき措置として、集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき379項目の施策等を具体的に列挙し、担当府省庁を明記。

第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、「海洋政策を推進するためのガバナンス」「関係者の責務及び相互の連携」「施策に関する情報の積極的な公表」について定める。